

令和7年生駒市農業委員会9回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和7年9月11日(木)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番	山角	ひろ子	2番	奥野	通孝
3番	田中	良治	4番	稲葉	健三
5番	今井	正徳	6番	岩前	利典
7番	松尾	克巳	8番	岡田	啓秀
9番	有山	富士美			

農地利用最適化推進委員

辻	英雄	影林	則昭
池田	典夫	池谷	初英
前田	隆男	棚田	秀治
谷野	諭		

説明者 事務局 局長 松井 伸幸

係長 塚崎 智茂 主査 田所 智

傍聴者 0 名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について
4. 特定農地貸付けの承認申請について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
3. 農地の転用事実に関する照会について
4. 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
5. 農地転用許可の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 住所等変更登記の義務化について

○係長 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と8番 岡田委員、9番 有山委員に
お願いしたい。

○議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場
合、農業委員会の許可が必要であることから、申請がされたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、近鉄生駒線南生駒駅の南東約300mのところにある小瀬
町地内の農地

申請理由について

本申請について、申請地周囲の農地は譲受人またはその家族が所有しており、当該地を
贈与され一体利用をされるということで、当該農地では露地野菜を栽培する予定である。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で
現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、
許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 地図でご覧いただくとわかるように、申請地の隣と下にある農地は今現在1枚の畑として譲受
人が耕作されているので、特に問題等はないかと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 贈与ということは、名前は違うが親子関係があったり、兄弟だったりするのか。

○主査 他人である。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請ができたものであり、当委員会では、これらの申請を奈良県知事に進達するかどうかの判断をすることになる。

No.1、2の申請地について

別紙位置図の地図番号(2)で、高山竹林園の北西約400mに位置する農地
申請理由について

譲受人は造園業を営んでいるが、資材置場、駐車場が事務所から離れていることから、事務所に隣接する当該地を購入し、事業の利便性を図るため今般申請された次第である。

申請にあたって雨水は主に自然浸透で、No.2の方にU字溝を設置し、前面道路側溝へも流れることとなっている。また、隣接に農地は無く、北倭土地改良区、地元農家区長の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしていることから第3種農地に該当する。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これら案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 事務局からの説明通り、譲受人は造園業をされており、本農地は事務所と隣接しており資材置場や駐車場にすることで事業を拡大される。隣接に農地はなく、雨水は側溝に排水されるということで北倭土地改良区、地元農家区長の同意があるため、問題等はないと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 No.1は真ん中に道のような細いものがあるが、これは里道か。それとも勝手道か。

○主査 今現在この農地は果樹が何本か植えられている。通路のような進入スペースがあり、里道ではない。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言

奈良県知事へ進達を依頼する。なお転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業会議へ意見照会を行う。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

この計画書にある、公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンターとは、橿原市にあり、奈良県内の農地を集約・集積、つまり農地を借り受け、担い手に貸し付けを行う事業の農地中間管理事業を専門的に推進する団体である。

なら担い手・農地サポートセンターの貸し借りの制度については、市街化調整区域の農地を持つ市町村でも利用できるようになり、生駒市においても、市街化調整区域の範囲内の農地であれば利用できるようになっている。

この計画は、農地所有者がなら担い手・農地サポートセンターに貸し付け、なら担い手・農地サポートセンターが借り受け人に農地を貸与するという一連の手続きとなっている。

No.1～2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3-1)で、奈良交通傍示南バス停の県道を挟んだ斜め向かい側に位置する高山町地内の農地

No.3～4の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3-2)で、奈良交通高山狭戸バス停から北東に約600m進んだ先に位置する高山町地内の農地

No.5の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(4)で、高山竹林園の北約800mのところに位置する高山町地内の農地

No.6～8の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(5)で、生駒北小中学校の東約500mのところに位置する高山町地内の農地

No.9の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(5)で、生駒北小中学校の東約400mのところに位置する高山町地内の農地

申請理由について

使用借人は、令和6年4月から令和6年9月まで高山町にあるオールケア学院生駒校で農業を学ばれ、卒業後は五條市の益田農園、八尾市の松岡農園、御所市の葛城山麓農園で農業技術等の取得をされるとともに大阪、兵庫で開催された農業入門講座も受講され、現在に至っている。また、市の特定農地貸付制度を利用して今回申請されたNo.1、2の農地を耕作されてきた。農業経験年数は約1年3ヶ月となる。この農地では主にニンニク、タマネギを栽培する計画である。

一方使用貸人はみなさん高齢であり、維持管理が大変なことから、今般貸し出すことにな

った次第である。

要件について

耕作に必要な農機具等については、トラクター、背負動力噴霧機、刈払機は所有しており、その他必要なものは順次購入していくとのことである。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、現地調査当日に新規就農者面談も行っている。借人は現在まだ大阪市内にお住まいだが、西菜畑町で倉庫兼住居を借りておられるが、西菜畑から高山までは距離があるため、引き続き高山町でお住まいを探しているということである。その他、農業を始めたきっかけや作物の販売方法、農機具の調達、栽培品目、農業従事日数などの確認をさせていただいた。

以上のことから、議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないと考える。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第3号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 事務局からの説明通り、借人については年齢が30歳と若く、意欲も高い。事務局からは現在お持ちの農機具はトラクターという話があったが、耕運機1台と噴霧機、刈払機でトラクターについては購入していく予定をされている。先日の面談の時に書類をいただいた分については青年等就農資金を利用して資金を得ることを検討しておられる。先ほど説明があった通り、No.1の農地を農林課から借りてニンニク作りをされているのを私も見ており、かなり上手に作っておられた。これについてはどうされるのかと聞いたところ、この計画の為の種作りをしているということで、かなりの量のニンニクを今現在保管しており、それを今回借りる農地に植えると言っておられた。全部で6,000㎡あり、かなり広い農地なので私たちが面接した時にも、できるだけ早くこちらの方に住まいをもって専従できるようにされたらどうかという話もさせてもらった。大阪にお住まいで、今は農地までバイクで通われている。農作業をして疲れて帰るときに事故にあってはいけないし、早くこちらに住まいを見つけて住むようにしたらとアドバイスもした。我々も高齢化になってきている中で、30代の方が意欲をもって計画を立てられており、今後新しい方が入ってこられるための道筋になればと思う。私も推進委員としてバックアップしていきたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答

議案第4号「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

この案件については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたものである。生駒市では遊休農地対策の一環として、この法律に基づく特定農地の貸付を行っており、この手続きを行う場合、農業委員会の承認を求めているため、本申請が提出されたものである。なお、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく申請を行った場合、「農地法」上の手続きは不要となる。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(6)で、暗峠の東約1kmのところに位置する西畑町地内の農地申請理由について

貸し人は高齢で農作業が困難になってきたことから維持管理が難しくなり、今般所有する農地を特定農地として貸し出すことになった次第である。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第4号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 国道の横にある農地で、駐車場に関しては少し難があるように思う。また、生駒市から誰に貸すかは聞いていないが、条件的にはいいと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕

○議長 地元推進委員からも駐車場の問題の提議もあったので、その旨は併せて生駒市長に付け加えていただきたいと思います。

○議長 異議の確認
〔「異議なし」の声あり〕

議案第4号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号 「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第3号 「農地の転用事実に関する照会について」

報告第4号 「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

報告第5号 「農地転用許可の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査 〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～15は相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転を伴う農地転用である。

No.1については地図番号(7)で、近鉄けいはんな線白庭台駅の南約300mのところに位置する上町地内の農地で、住宅建築用地を目的として農地転用の届出がされたものである。

No.2～3については地図番号(8)で、近鉄生駒線菜畑駅の東約40mのところに位置する中菜畑1丁目地内の農地で、No.2は住宅用地、No.3は青空資材置場を目的として農地転用の届出がされたものである。

No.4については地図番号(9)で、近鉄生駒線壱分駅の北東約200mのところに位置する壱分地内の農地で、青空駐車場を目的として農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1については、昭和37年に第5条の手続きがなされたもので、No.3～17については数十年前から耕作されることなく現在の状態となっていたため、今般地目変更の申請がされたものである。

なお、No.2については、変更後の地目が「原野」で申請がなされたが、現場を確認したところ、雑草は生えていたが草刈り機等で十分刈ることができ、農地として利用できると判断したため、「田」と回答した。

報告第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

○主査〔報告読み上げ〕

生産緑地の指定を受けた農地において、生産緑地の所有者ではなく、主たる従事者に死亡もしくは従事することが不可能となる故障が生じた場合、生産緑地に指定されている農地の市町村へ買い取り申出を行なうことができることになっており、市町村が買い取らない場合及び幹旋が不調になったときには、生産緑地の行為制限を解除することになっている。具体的には制限が解除されれば農地法の手続きをすれば転用行為が可能となる。この一連の手続は、生駒市都市づくり推進課が窓口として行うが、主たる従事者が農業に従事できなくなることが条件であるので、生駒市に対して買い取り申し出を行うに際して、主たる従事者を確認する必要がある。

るが、生駒市都市づくり推進課では確認できないため、この証明を農業委員会がすることになっている。

No.1～3については、主たる従事者の死亡を理由として申請が出てきたことに伴い証明したことを報告している。

報告第5号「農地転用許可の報告について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可が下りたことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○主査 生産緑地の取得の斡旋等について説明

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼

○委員 先日農地パトロールを行った際、くろんど池の手前で竹藪を拓いているところがあった。農地なのかはわからないが、どうなのか。

○委員 私も農地パトロールの際に気付き、市役所に確認を取った。国定公園にかかるので、県が許可をしてやっているらしい。

○議長 それは農地なのか。

○委員 竹藪なので農地かどうかはわからない。

○委員 昔は畑だった。50年以上前の話なので、途中で山林に変えている可能性はある。

○委員 現状は竹藪をユンボで拓いてしまっている。

○委員 ここを拓いているのは大阪の会社で土地改良区の決済時の書類が送られてきた。改良区の方からこんな話があるが、ハンコを押してもいいのかと相談があった。

○議長 土地改良区から話がくるということは、地目は農地なのか。

○主査 ここは以前地目変更の話があり、現場確認にも行った。地目変更に関しては竹を切る前だったので完全に山林だったため山林と回答した。

○議長 地目変更の理由は現況なのか。

○主査 あのあたり一帯は竹林になっていたため、山林だと判断した。

○議長 「その他」について事務局に依頼

○係長 勤務実績報告書の書き方についての説明

住所等変更登記の義務化についての説明

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○係長 次回の日程について

定例会 令和7年10月10日(金)午後2時 市役所 大会議室

現地調査 令和7年10月6日(月)

10月3日(金)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時17分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和7年生駒市農業委員会第9回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 8番

農業委員 9番
